

2009年11月26日

JICA 人間開発部基礎教育第一課

事業事前評価表（案）

1. 案件名

モンゴル国子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト（フェーズ2）

英語名：Project for Strengthening Systems for Improving and Disseminating Child-Centered Teaching Methods

2. 協力概要

（1）プロジェクトの目標とアウトプットを中心とした概要の記述

モンゴルでは、従来から暗記中心の教授法により授業が行われているという課題を抱えてきた。この課題に対してモンゴル政府は、2005年9月に新教育スタンダード（国レベルのカリキュラム、日本の学習指導要領に当たる）を制定し、その中で、子どもの発想や思考を促すような「子どもの発達を支援する指導法」（以下、新指導法）への転換を掲げた。しかしながら、現場の教員にとっては、当該スタンダードは学術的過ぎる内容のため理解が困難であったり従来の暗記中心の教授法に慣れてしまっており授業方法の変更に対応できない、という問題が見られていた。

こうした状況のもと、2006年～2009年にJICAは、株式会社コーエイ総合研究所と東京学芸大学教授陣の協力を得て、「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」を実施し、新教育スタンダードに対応した教員向け指導書（8科目¹）と指導書作成マニュアル、及び授業モニタリングマニュアルを開発した。当該指導書は、モンゴル国教育文化科学省から高い評価を受け、指導書の普及を後押しする大臣令等も発出され、全国の学校に配布された。さらに、今後は、現場の教員が新指導法を正しく理解し、実践していくための取り組みを行っていくことが求められている。

本プロジェクトでは、新指導法普及の担い手となる各市/県教育局の指導主事、各市/県の学校管理職員及び教員の代表者等の能力強化（成果1）を通じて、各市/県教育局が既存の現職教員研修等の枠組みを活用することにより、現職教員に対して新指導法を普及していく体制を強化することを目指す（プロジェクト目標）。各県関係者の能力強化のための研修実施に先立ち、モデル市/県において研修を試行し、その結果を研修材料に反映させる（成果3）。また、新指導法を教員が実践していくためには新指導法に関する研修だけではなく日常的な授業改善への取り組みが重要であることから、モンゴルの教育現場に則した「授業研究」モデルを構築し、新指導法を普及するためのツールとして活用していく（成果2）。さらに、研修ツールの教員養成校への紹介や、「授業研究」活動を制度化するための研究活動及び政策提言などを通じて、新指導法の普及環境の改善も図る（成果4）。

（2）協力期間

2010年3月～2013年2月（36ヶ月）

（3）協力総額（日本側）

約 3.0億円

(4) 協力相手先機関

プロジェクト監督機関：教育文化科学省（以下、教育省）

プロジェクト実施機関：教育研究所、指導法開発センター、市/県教育局

(5) 国内協力機関

なし。

(6) 裨益対象者及び規模、等

全市/県の指導主事（就学前教育担当を除く）約 160 名、学校管理職員代表 約 90 名、教員 代表 約 90 名、モデル市/県のモデル校の学校管理職員及び教員（モデル市/県及びモデル校はプロジェクト開始後に選定予定のため、現時点で人数は未定）

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

モンゴルの 2007/2008 年度の就学率は、初等教育で 92.7%、前期中等教育においても 86.8% に上り、他の発展途上国に比して高い水準にあるが、教育の質の面では、授業が暗記中心の教授法により行われているという課題を抱えていた。この課題に対してモンゴル政府は、2005 年 9 月に新教育スタンダードを定め、基礎教育期間の延長（10 年制から 12 年制へ）等の制度改革に加え、子どもの発想や思考を促すような新指導法へ転換することを目指すこととした。しかしながら、新指導法の導入を謳った新教育スタンダードは大学教授が中心となって策定したため、現職の教員にとっては、内容が学術的過ぎて理解が難しかったり、従来の暗記中心の教授法で養成されてきた教員の殆どは、新指導法の具体的な実践方法が分からず、授業方法の変更に困難を抱えたりといった問題が見られた。

(2) 本案件の過去の取り組み

このような背景のもと、2005 年にモンゴル政府は我が国に対し新教育スタンダードに対応した教員向け指導書の開発への協力を要請した。これを受けて JICA は、2006 年 4 月より 2009 年 7 月まで「子どもの発達を支援する指導法改善プロジェクト」（以下、フェーズ 1）を実施した。フェーズ 1 では、教育省、教育研究所、大学の付属機関である指導法開発センター（初等教育、数学教育、IT 教育、理科教育の 4 センター）をカウンターパート機関とし、8 科目¹の指導書の開発を行った。また、ウランバートル市、ドルノド県、セレンゲ県で各 3 校ずつ、合計 9 校のモデル校を選定して開発中の指導書の試行を行い、その試行結果をもとに指導書の改善を行った。開発された指導書は教育省から高い評価を受け、今後の普及を後押しする政策も制定され、指導書は全国の学校に配布された。しかしながら、指導書を配布しただけで現場の教師が新指導法を実践していくことは難しく、今後、新指導法実践のための取り組みを実施していくことが必要となっている。

(3) 相手国政府国家政策上の位置づけ

2006 年に策定された教育セクターの戦略ペーパーである「教育マスタープラン（2006～2015）」において、基礎教育分野の質の向上に向け、新教育スタンダードとカリキュラムを施行するための教員の専門能力及び指導技術の向上や学校単位での再訓練制度の導入を 2010 年までに達成す

¹初等算数、初等理科、数学、物理、化学、総合理科、総合学習、IT の 8 科目。指導書には、新指導法にかかる総論のほか、各科目 3 単元ずつ、計 24 単元の指導案が掲載されている。

べき具体的な行動計画の一つとして定めている。また、2008年1月に策定されたモンゴルの中長期的な国家戦略である「包括的国家開発戦略（2007-2021）」、更に、同開発戦略を具体化するために作成された「モンゴル政府行動計画（2008-2012）」においても教育水準の向上を重点分野の一つと位置付け、「教育マスタープラン（2006-2015）」の適切な実施を定めている。

本プロジェクトは、新指導法の普及体制の強化を通じて、基礎教育の質の向上を目指すものであり、モンゴル政府の国家政策に合致するものである。

（４）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

我が国の「対モンゴル国別援助計画」（2004年11月策定）では、重点分野の一つに「市場経済化を担う制度整備・人材育成に対する支援」を掲げ、基礎教育と職業訓練の充実が重要であるとしている。さらに、基礎教育の充実に向けた課題として、教室不足、教育内容の質の向上や教師の再養成等を挙げ、解決に向けて取り組む方針を打ち出している。

また、JICA モンゴル国別援助実施方針においても、「人材育成支援」を重点分野としている。これまでも無償資金協力による学校建設や技術協力による地方教育行政官の能力向上や教員向け指導書の開発（本件フェーズ1）等の協力を実施してきており、今後も教育の質の向上・アクセスの拡充に向けてソフト、ハードの両面から協力を行っていく方針としている。

さらに、JICA と ADB の協調融資による財政支援において、教育省は、融資実施の政策コンディションとして、新指導法の普及にかかるアクションプランを作成することが設定されている。また、我が国ノン・プロジェクト無償資金協力の見返り資金の活用により、関連教員全員への指導書の配布を行っており、本プロジェクトはこうしたモンゴル側の動きと連携して行われるものである。

4. 協力の枠組み

（各指標の目標値については、初年度実施予定のベースライン調査結果に基づき設定）

【主な項目】

（1）協力の目標（アウトカム）

①協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

【プロジェクト目標】

新指導法を普及する体制が強化される。

【指標】

- 1) モデル市/県で、新指導法を実践している学校数
- 2) モデル市/県の学校で年平均 X 回の授業研究が行われる

②協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

【上位目標】

モデル県及び他の県で新指導法が実施される。

【指標】

- 1) 非モデル県で、新指導法を実践している学校数
- 2) モデル市/県の教員の授業の変容

(2) 成果（アウトプット）と活動

<プロジェクト開始準備段階>

【活動】

0-0. 国レベルのプロジェクト実施チーム（以下、「基本チーム*」）が結成される。

（*「基本チーム」：プロジェクトの中心となり、研修パッケージの開発、改訂、モデル市/県の研修や「授業研究」のモニタリングを実施する。教育省職員、教育研究所研究員、指導法開発センターのメンバー等で構成する。）

0-1. 教育省がモデル市/県を選定する。

①アウトプット1

全ての市/県の新指導法普及チーム**（以下、「市/県チーム」）の新指導法普及能力が向上する。

（**「市/県チーム」：「基本チーム」からの研修を受ける市/県の代表者。各市/県の就学前教育担当を除く全指導主事、学校管理職員代表 各市/県3名程度、教員代表 各市/県3名程度、教員養成校教官等で構成する。）

【指標】

- 1) 「基本チーム」が実施する新指導法研修の修了時テストに合格した指導主事、学校管理職、教員の人数
- 2) 学校管理職員及び教員向け新指導法研修の計画を策定した市/県の数

【活動】

（全市/県向け研修にかかる活動）

- 1) 「基本チーム」が、「市/県チーム」向けに行う研修のパッケージを開発する。
- 2) 「基本チーム」が、活動② 3) 及び③ 3) で実施したモニタリングの結果を元に研修パッケージを改訂する。
- 3) 「基本チーム」が、全ての市/県の「市/県チーム」に対して、上記 2) で改訂したパッケージを活用して研修を行う。
- 4) 「基本チーム」は、全ての市/県の「市/県チーム」に対して必要に応じて技術的支援を行う。

（モデル市/県***向け研修にかかる活動）

- 1) モデル市/県のベースライン調査を実施する。
- 2) 「基本チーム」がモデル市/県において、モデル校を選定する。
- 3) モデル市/県が「市/県チーム」メンバーを選定する。
- 4) 「基本チーム」が、モデル市/県の「市/県チーム」に対して研修を実施する。

（***現時点では、モデル市/県はウランバートル市の全9地区から1区、全21県から2県を選定、モデル校は、各モデル市/県から3校ずつ程度を予定しているが、プロジェクト開始後のベースライン調査によって変更になる可能性がある。）

②アウトプット2

モデル市/県において「授業研究」のモデル事例が開発される。

【指標】

- 1) 「授業研究」を実施できるモデル校の教員数

- 2) モデル校で実施された「授業研究」の回数
- 3) モデル校における「授業研究」の質
- 4) モデル校における「授業研究」参加者の満足度

【活動】

- 1) モデル市/県の「市/県チーム」が、モデル市/県における「授業研究」実施計画を策定する。
- 2) モデル市/県の「市/県チーム」が、上記 1) の計画に従って、モデル校において「授業研究」を実施する。
- 3) 「基本チーム」が、モデル校での「授業研究」のモニタリングを行い、助言をする。
- 4) モデル校は、「基本チーム」によるモニタリング結果及び助言を、次の「授業研究」に反映させる。

③アウトプット 3

モデル市/県の新指導法実践の能力が向上する。

【指標】

- 1) モデル市/県において新指導法研修を修了した教員、学校管理職員
- 2) 「授業研究」の実施計画を策定した学校数

【活動】

- 1) モデル市/県の「市/県チーム」が、モデル校の「授業研究」観察を含めた、学校管理職員及び教員向け研修計画を策定する。
- 2) モデル市/県の「市/県チーム」が、上記 1) の研修計画に従って、研修を実施する。
- 3) 「基本チーム」が、上記 2) の研修のモニタリングを行い、モデル市/県の「市/県チーム」に対して助言する。
- 4) モデル市/県の「市/県チーム」は、「基本チーム」によるモニタリング結果及び助言を、次の研修計画に反映させる。

④アウトプット 4

新指導法の普及及び定着にむけた環境が改善される。

【指標】

- 1) 大学教官により、教員養成課程での研修パッケージの活用が検討される。
- 2) 政策提言が教育省によって認可される
- 3) 教員コンテストにおける採点基準のひとつに「新指導法の実践」が組み入れられる。

【活動】

- 1) 「基本チーム」が、活動①（全市/県向け研修にかかる活動）2) で改訂された研修パッケージを、国立及び私立の教員養成課程を持つ大学に紹介する。
- 2) 「基本チーム」が、日本や他国の「授業研究」にかかる調査及び活動② 2) で実施されるモニタリング結果の分析を行う。
- 3) 「基本チーム」が、教育省に対し、学校単位での「授業研究」の定着に向けた政策提言を行う。
- 4) 教育研究所が、全国教員能力コンテストでの評価基準に、『指導法』を行うこと』を導

入する。

(3) 投入（評価時点）

①日本側（総額 約 3.0 億円）

- ・ 専門家派遣（総括、研修計画、指導法普及、モニタリング・評価、授業研究支援/業務調整）
- ・ 本邦研修
- ・ 機材
- ・ 研修経費（「基本チーム」がプロジェクト活動内で実施する研修経費を負担）
- ・ 「基本チーム」によるモニタリング経費（モデル市/県向けの研修、及びモデル校の「授業研究」のモニタリング経費を負担）
- ・ その他必要経費

②モンゴル側

- ・ カウンターパートの配置
- ・ 執務スペース（教育省）
- ・ 研修経費等（日本側で負担しない部分。）
- ・ モニタリング経費（日本側で負担しない部分。）
- ・ 日常的活動経費
- ・ その他必要経費

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

①前提条件

- ・ 新教育スタンダードが変更されない。

②成果（アウトプット）達成のための外部条件

- ・ 「基本チーム」および「市/県チーム」のメンバーの多くが退職しない。

③プロジェクト目標達成のための外部条件

—

④上位目標達成のための外部条件

- ・ 現職教員研修予算が大幅に削減されない。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは、以下の理由から妥当性が非常に高いと判断できる。

1) モンゴル国国家開発計画、教育政策との整合性

2015年までに国連ミレニアム開発目標を達成するための政策文書である包括的国家開発戦略（2007-2021）では、教員開発に包括的な解決策を与えることを教育開発の戦略の一つに位置づけている。教育マスタープラン（2006～2015）では基礎教育分野の質の向上に向け、新教育スタンダードとカリキュラムを施行するための教員の専門能力および指導技術の向上や、学校を中心とした再訓練制度の導入を2010年までに達成すべき具体的な行動計画の一つとして定めている。本プロジェクトは、新教育スタンダードとカリキュラムを教員が実践するための新指導法を全国普及していく基盤を整備するものであり、また「授業研究」の導入を通して学校に

おける教員の指導能力向上や再訓練の仕組み²を後押しするものであり、これらの教育政策の下に明確に位置づけられる。

2) 受益者のニーズとの整合性

フェーズ1では、実践的な指導書が開発され、モデル市・県の学校現場で実際に試行され、試行結果を踏まえより現場のニーズに合致するよう改訂された。8科目の指導書は教育省から高い評価を得、今後同省は指導書の活用により、新指導法を全国の学校現場へ普及していきたい意向である。新指導法を普及するには、教員だけでなく教員を指導する役割を担う市・県教育局指導主事や学校管理職員が新指導法について理解し実践に協力していくことが求められる³。本プロジェクトでは、学校現場のニーズに対応するため、教員、市・県教育指導主事及び学校管理職員が、新指導法を実践・普及するための仕組み作りについて、共同作業を通じて行うこととしている。

3) 日本の援助政策との整合性

外務省対モンゴル国別援助計画（2004年）およびJICA国別援助実施方針では、「市場経済化を担う制度整備・人材育成」を4つの援助重点分野の1つに位置づけている。本プロジェクトは、同重点分野の「人的資源」セクター3プログラムの1つである「基礎教育改善支援プログラム」の下に明確に位置づけられており、我が国の援助政策との整合性が高い。

4) 日本の技術的な優位性

本プロジェクトではカスケード方式により新指導法の普及を狙うものであるが、JICAはミャンマーなど他国への協力においてもカスケード方式による類似の教育プロジェクトを実施しており経験と実績を積み上げている。

さらに本プロジェクトでは教員による現場での新指導法の実践を定着させるため、モデル県において日本式の「授業研究」を参考としてモンゴルの教育現場に合わせた「授業研究」モデルを開発することが挙げられており、これは我が国の「授業研究」に関する蓄積された経験や強みを活かした協力といえる。

(2) 有効性

本プロジェクトは以下の理由から有効性が見込める。

プロジェクト目標の達成見込み

本プロジェクトでは主に、新指導法普及の担い手となる「基本チーム」および「市・県チーム」の新指導法普及に関する能力向上を行う。また最終受益者である小中学校の児童生徒に、新指導法が届くよう、モデル市/県の範囲内で新指導法を実践できる教員を育成する。本プロジェクトはこれらにより、プロジェクト目標である「新指導法を普及する体制が強化されている」状態を目指すものである。

プロジェクト目標の達成に向け、本プロジェクトではまず、フェーズ1で中心的な役割を果たした教育省職員、教育研究所研究員、指導主事、学校管理職員や教員らによって構成される

² 本プロジェクトで実施予定の「授業研究」は、教育大臣令第207号で定められた学校単位の教員再訓練の仕組みである指導法研究会の活動を後押しするものであるといえる。指導法研究会については、2章4項1節を参照のこと。

³ 教育省は、教育マスタープランで定められた現職教員等に対する訓練を実施するため、教育大臣令第72号（2008年11月）により、初中等教育機関の教員や学校管理職員（校長、学習マネージャー）を育成する制度を定めている。

「基本チーム」が日本側プロジェクトチームからの助言を受けて、新指導法普及に関する研修パッケージを開発する。さらに、同研修パッケージを用いてモデル「市/県チーム」を対象に新指導法に関する研修を試行し、試行結果をふまえ研修パッケージを改訂し、他の全「市/県チーム」に対する研修を実施する（成果1）。「基本チーム」から研修を受けたモデル「市/県チーム」は、研修で習得した知識や技術を用いて新指導法の実践と定着のための「授業研究」やモニタリングを行う（成果2）。

さらにモデル市/県では成果2で実施される「授業研究」と新指導法実践の結果をふまえて、県教育局が中心となって学校管理職員や教員に対する研修をデザインし、実施することで、他県へも応用可能な指導法普及モデルとする（成果3）。加えて、現場における指導法の普及を側面支援するため、新規教員養成を行う教員養成校教官への啓発活動や、教員能力コンテストの評価クライテリアとして新指導法の実践を盛り込むような働きかけ、「授業研究」の普及促進のための政策提言等の活動を行っていく（成果4）。以上、成果1～4が的確に組み合わせられて実施されることにより、プロジェクト目標の実現可能性は高まるといえる。

（3）効率性

本プロジェクトは以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

本プロジェクトではフェーズ1の成果を最大限に活用することでプロジェクトの成果をより高めている。一つ目として、フェーズ1の「指導書」の開発に中心的な役割を果たしたワーキンググループメンバーを本プロジェクトの人材の中核とし、彼女らの能力や知見を指導法にかかる研修パッケージの開発や普及活動に生かしていく。二つ目として、研修パッケージの開発にあたってはフェーズ1で開発され高い評価を受けた「指導書」を最大限に活用する。三つ目として、フェーズ1で有用性が評価された「授業研究」を、フェーズ2では指導法の実践と普及のためのツールとして意識的に位置付け、実施していく。このように、フェーズ1で得られた知見や人材、成果を最大限に活用することでプロジェクト実施の効率性を高めている。

（4）インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予測できる。

1) 上位目標の達成見込み

本プロジェクトでは、新指導法がプロジェクトのモデル市・県とそれ以外の県でも実践されるというインパクトが想定されている。新指導法を普及する人員・組織の能力向上、新指導法を実践する教員・組織の実践能力向上、新指導法の普及を後押しする環境や制度の改善の3つの手段を講じることによって、プロジェクト目標である「新指導法を普及する体制が強化されている」が実現され、かつ外部条件として教員再訓練の予算が大幅に削減されることがなければ、上位目標の実現性も低くない。具体的には、プロジェクトで研修を受けたモデル県以外の県教育局が教員再訓練の予算を確保し、本プロジェクトから得られた新指導法の知識や実践ノウハウを既存の研修枠組みの中で地域の教員らに伝えていくことができれば、当該地域で新指導法が実践されることが見込まれる。以上の上位目標の達成見込みに加えて、下記のインパクトが予測される。

2) 政策・制度面でのインパクト

一つは、教育省が、本プロジェクトで開発される新指導法普及のための研修パッケージを教育大臣令 72 号で定められた研修にどのように活用していくかをプロジェクト開始時から具体的に検討することで、同研修パッケージが、教育大臣令第 72 号規定の基本研修や科目別研修の内容として正式に取り入れられる見込みが増すと思われる。

二つ目に、本プロジェクトで新指導法を普及するための研修パッケージを紹介した大学が、新指導法教授を教員養成コース学習プログラム（カリキュラム）の中に正式に取り入れることが期待される。

3) 社会面でのインパクト

モンゴル社会では教員の能力を競う教員能力コンテストが伝統的に行われており、コンテストで競われる内容が、教員や学校の能力向上に向けたモチベーションとなっている。新指導法の実践がコンテストの評価クライテリアの一つとして採用されることで、新指導法を実践できることへの憧れや評価が高まれば、新指導法が身近な活動として教員や学校現場に取り入れられたり、新指導法に対する地域社会からの協力が実現することなどが期待される。

(5) 自立発展性

本プロジェクト後の自立発展性は以下のように見込まれる。

1) 政策面

教育セクターの中長期計画である教育マスタープラン（2006～2015）において、新教育スタンダードを施行するための教員の専門能力と指導技術の向上が、教育の質改善の手段の一つとして明確に位置付けられていることから、プロジェクト終了後においても政策面での自立発展性は高いと見込まれる。

2) 技術面

技術面においては、新指導法を普及していくためのモンゴル政府の人材の数や能力に見合ったより実現性の高い研修パッケージと普及の仕組みを開発することで、プロジェクト終了時には一定水準の能力を備えた人材が一定の人数育成されるはずであり、技術面の自立発展性は確保されるものと思われる。

3) 組織・制度面

一つは、プロジェクト開始時から、市/県の教育局が中心となり、必要に応じて実績のある学校管理職員や現職教員を動員し、地域レベルでの新指導法普及活動を行う体制を作っていくよう留意することで、プロジェクト終了後も市/県の教育局が本来業務である現職教員や学校管理職員への研修や指導を実施していく可能性が高まるとと思われる。

二つ目に、教育省が本プロジェクトで開発される新指導法普及のための研修パッケージを教育大臣令 72 号で定められた研修にどのように活用していくかをプロジェクト開始時から具体的に検討することで、プロジェクト終了後も同研修パッケージが、基本研修や科目別研修の内容として正式に取り入れられる見込みが高まるものと思われる。

4) 財政面

一つは、プロジェクト終了後、新指導法を普及するために必要な研修経費やモニタリング経費、学校における「授業研究」実施のための必要経費が、教育省、各市・県教育局、各学校の予算に反映され配布されれば、財政面での自立発展性はより高まるだろう。

二つ目として、本プロジェクトの研修パッケージを、財務面での実現可能性を考慮して、必要最低限の経費で実施できるデザインにすることで、プロジェクト終了時における財務面での自立発展性が高まるであろう。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本案件は基礎教育の質的向上を目指すものであり、基礎教育の質の向上により長期的には貧困対策への一助となることや、教育の内容面などにおいて男女平等の教育がなされることによりジェンダーへの配慮にもつながることなどが考えられる。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用：有

本案件は、フェーズ1の経験と成果に基づいて実施されるものである。フェーズ1の終了時評価調査では、教員養成関係者と現職教員が協働する仕組みが作られたことがプロジェクトの効果発現に大きく貢献したこと、ベースライン、エンドライン・データの有効な活用方法や、PDM 指標の目標値の設定を含むプロジェクト全体の計画について十分な議論や準備を行うためのリードタイムをプロジェクト開始時に設けることなどが教訓としてあげられている。これらを踏まえ、本計画では、教員養成関係者と現職教員の協働の仕組みを継続するとともに、プロジェクト開始時の準備期間を確保することとした。また、ベースライン・エンドライン調査においては、データの有効活用を十分に検討し、調査項目を設定する。

加えて、フェーズ1の実施機関からはプロジェクトの実施体制について、モンゴル側と日本側がより緊密に情報交換を行っていく必要性があげられた。本計画では、モンゴル側のカウンターパートの増員を行うほか、モンゴル側と日本人専門家との連絡体制の強化等も盛り込む方針である。

8. 今後の評価計画

ベースライン調査	2010年6月
中間レビュー	2011年9月
終了時評価	2012年9月
事後評価	2015年を予定